

令和6年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日 時 令和6年7月26日（金）14時00分～16時15分
会 場 与野本町コミュニティセンター 多目的ルーム（小）

【出席委員（敬称略）】

池田 晃一、石山 麗子、板倉 小恵理、鶴籠 雅之、江口 裕樹、大麻 みゆき、
川嶋 啓子、笹川 裕之、田口 明美、武井 伸太郎、多田 功文、中山 勉、
齋島 孝雄、伴 茂之、森本 剛、吉田 正信

【事務局】

福祉局長寿応援部：兼山部長

いきいき長寿推進課：岩瀬参事兼課長、小池地域支援係長、松尾介護予防係長、大西主査、
土屋主任、重吉主任、鹿島主事

高齢福祉課：関谷課長補佐兼在宅事業係長、鈴木企画施設係長

介護保険課：山田課長

区高齢介護課：原田課長（西区）、石渡課長（北区）、百澤課長（大宮区）、
井上課長（見沼区）、増田課長（中央区）、飯塚課長（桜区）、
宮嶋課長（浦和区）、嚮田課長（南区）、熊倉課長（緑区）、
小野課長（岩槻区）

【傍聴人】 4名

【議事概要】

1. 開会	
	事務局より、配布資料の確認。 ・次第 ・令和6年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会事前送付資料 事務局より、開会にあたり、本協議会の目的等について説明。 また、資料1ページ「さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」について、「さいたま市附属機関に関する要綱」に準じ、第2条第2項の委員の人数にかかる一部改正があった旨説明。
2. 挨拶	
長寿応援部長	挨拶

3. 委員紹介	
	事務局より、委員名簿の順に、各委員の所属及び氏名を紹介。
4. 福祉局 事務局紹介	
	事務局より、福祉局及び区役所職員を紹介。
5. 会長・副会長の選出	
司会（事務局）	「さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第3条第1項」の規定により委員の互選により会長及び副会長を選出することとなっているため、委員の意見を募る。
田口委員	石山委員を会長へ推薦する。国の委員を務めるなど健康づくり等に関する幅広い見識を持っており、当協議会の前会長であることから、継続性や会議運営の観点から適任であると考えている。
司会（事務局）	石山委員を会長へ推薦する意見が出されたが、いかがか。
各委員	～拍手～
司会（事務局）	石山委員は承諾いただけるか。
石山委員	承知した。
司会（事務局）	続いて、副会長についてはいかがか。
石山会長	副会長には、江口委員を推薦する。江口委員は埼玉弁護士会に所属しており、高齢者・障害者権利擁護センターの委員長も務めている。本市の福祉施策に見識があり、会議運営の観点からも副会長として適任であると考えている。
司会（事務局）	江口委員を副会長へ推薦する意見が出されたが、いかがか。
各委員	～拍手～
司会（事務局）	江口委員は承諾いただけるか。
江口委員	承知した。
6. 会長あいさつ	
石山会長	挨拶
7. 議題	
議長	本会議の公開。 <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人の人数を10人と定め、傍聴は先着順に許可する。 ・4人の傍聴人入場 議題（1）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について。

議題（１）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について	
事務局 (介護保険課)	介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として実施しているが、介護保険法第115条の23第3項の規定により、指定居宅介護支援事業者に事務の一部を委託することができる、とされている。委託にあたっては、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならない、と定めている。資料12ページにある計8か所の居宅介護支援事業所は、令和6年6月に動画視聴形式で実施している「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、また、これらの事業所は、業務改善等の勧告・命令を受けておらず、居宅介護支援事業所として厚生労働省令で定める介護支援専門員の人員基準を満たしているもので、承認を求めるものである。
議長	議題（１）について意見、質問はあるか。
各委員	(意見・質問なし)
議長	議題（１）について承認してよいか。
各委員	(異議なし)
議長	次に、議題（２）令和6年度第1回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について。
議題（２）令和6年度第1回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について	
事務局 (西区高齢介護課)	西区連絡会の主な報告は2点。 1点目は、「1 令和5年度地域包括支援センター事業実績について」、総合相談の件数は増加傾向となっており、内容として、認知症に関する相談や住宅改修の申請、家族内でのトラブルに関するものが多く、電話以外に来所も増加した。介護予防ケアマネジメント業務に関しては、委託を受けてくれる事業所が少ない状況であり、包括の担当数が増加している。ケアマネ会議では、精神科疾患の相談も多いため、精神科医の講演も実施した。開催した地域支援会議では、中学生対象に認知症サポーター養成講座を開催してはなどの意見があった。委員からは、在宅医療・介護連携について、西区では在宅診療リストはあるのか。という質問に対し、大宮在宅医療支援センターが大宮医師会内に

	<p>あり、医療に対しての相談窓口となっているが、包括にて市民に対し周知する必要があるとの意見があった。</p> <p>2点目の、「3 地域支え合い推進員の活動報告について」では、7月8日から19日まで、区役所1階ロビーにて、介護予防について、地域での取り組みを行っている市民団体の活動の様子パネル展示について報告した。また、移動支援事業に対する関心が高く、提供車両の不足やドライバー不足といった問題が提起されている。</p>
<p>事務局 (北区高齢介護課)</p>	<p>北区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、「月次報告書」に関して、「介護保険の相談業務及び介護予防ケアマネジメント業務が年々増加しており、委託可能な居宅介護支援事業所へのプラン作成者の調整に苦慮している。」との報告を各地域包括支援センターから受けている。委員からは、「ケアマネ不足の解消が課題である。ケアマネが高齢化しており、若い人にケアマネ業務に魅力を感じてもらうために、魅力ある職種であるとSNS等を活用し情報発信が必要である。」との意見があった。</p> <p>2点目は、「事業計画」に関して、「独居の認知症の方のケースや多くの問題を抱えたケース等、スムーズに解決できない相談が増加している。地域住民のサロンや地域とのつながりを作るために通いの場を立ち上げたいが、地域の担い手の人材不足があり人材の発掘が必要である」との報告を受けた。委員からは「支えるスタッフや限りあるマンパワーでの活動に、ご苦労されたことがよくわかった。人材を発掘するには、高齢者がボランティア活動に参加し社会に貢献できる環境を作ることが大切である。」という意見があった。</p>
<p>事務局 (大宮区高齢介護課)</p>	<p>大宮区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、「令和5年度各地域包括支援センターの事業報告」から、地域支援個別会議及び地域支援会議から見えてきた、「あったらいいな」と思われる社会資源やしぐみについて、「予約不要の参加しやすい集まりがあるとよい」「理学療法士、薬剤師等の専門職から助言が得られる場があるとよい」等、多くの意見があった。</p> <p>2点目に、地域活動の広報活動や周知方法に関して、民生委員の立場から、「地域で行われている活動を、地域の方々にお知らせすることは民生委員の大切な役割のひとつであると考えてい</p>

	<p>る。今年度、7年振りに実施される高齢者生活実態調査を有効に活用し、地域包括支援センターの活動を地域の方々にしっかり周知していきたい。その結果、活動に参加する方が増えることを期待している。」との意見や、地区社会福祉協議会の立場から「地域活動の広報は、行政がもっと力を入れて行うべき。郵便局長会等、積極的に地域貢献をしたいと考えている組織はたくさんある。区民まつり等のイベントを活用し、企業からの協賛を求めることも考えられる。民生委員や自治会と連携した広報活動もできるかもしれない。多方面からの協力を得て、しっかりと地域活動を周知して欲しい。」との意見があった。</p>
<p>事務局 (見沼区高齢介護課)</p>	<p>見沼区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、「令和5年度事業報告」に関して、ケアマネジャー不足による影響について報告があった。介護予防ケアマネジメントへの対応件数が増加している中で、ケアマネジャー不足が深刻な状況にあるため、委託先となる居宅介護支援事業所を探すことに多くの時間を要しており、加えて、包括が作成する介護予防ケアプランの件数も増加している。その結果、包括全体の業務量が増えており、自治会の会合や高齢者サロンへの出席など地域活動を縮小せざるを得ず、包括の業務運営の低下が懸念されている。</p> <p>2点目は、「地域支援会議及び協議体からの報告」の中で、「単身高齢者の増加に対する課題」が各圏域に共通した地域課題として取り上げられている。例えば、体力・筋力の低下により、地域の通いの場まで行けない方や、成年後見人を立てるまではいかないが判断能力に不安を感じているような狭間にいる方で、金銭管理が難しくなっている方への支援が行き届いていない。また、救急搬送要請時に、同乗者がいないことを理由に、医療機関への搬送ができないという事案も増えており、身元保証サービスへの需要の高まりに対する対応が追い付いていないなど、単身高齢者への課題について、地域支援会議等で取り上げられていた。その他、たまねっこ養成講座の卒業生が中心となり、「たまねっこ交流会」を定期的を開催したり、ひきこもり予防が必要な方の自宅を訪問し、高齢者サロンへの参加を促すなどの声かけを実施している。といった報告があった。</p> <p>3点目は、「地域支援会議及び協議体からの報告」の中で、西部圏域の協議体では、「モルック」が地域の高齢者に親しまれて</p>

	<p>おり、3年前から継続的に実施してきたことで認知度が上がり、地域の1つの特色として定着しつつある。地域活動における担い手の充実に関しては、地域のコミュニティ力を高めるためには、リーダー不足の解消を図っていかなければならず、担い手の発掘に向けて地域の代表者と地域支え合い推進員、行政が一体となって連携を図り、地域の中で埋もれている人材に声をかけ、地域活動への呼び込みを行っていく必要がある。との意見があった。</p>
<p>事務局 (中央区高齢介護課)</p>	<p>中央区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、「2 令和5年度第2回地域包括支援センター運営協議会報告について」の中で、過去には、区地域包括支援センター連絡会と、市地域包括支援センター運営協議会の委員を兼任されていた方から運営協議会の様子を伺うことができた。委員改選の際には、区連絡会の委員から推薦して運営協議会に参加していただく形が望ましいという意見をいただいた。</p> <p>2点目は、「4 令和5年度地域包括支援センター事業報告及び令和6年度事業計画について」から、両圏域ともコロナ禍の制限が明けたことにより、相談件数の増加や、サロンでの参加者数増大が見られた。包括的・継続的ケアマネジメントに関する報告の中では、「カスタマーハラスメント」の問題についてケアマネジャーからの相談が増えているとの報告があった。</p> <p>3点目は、「6 令和5年度下半期地域支え合い推進員活動報告及び令和6年度高齢者支援体制整備事業計画について」において、各包括の推進員から具体的な事例の報告があった。南部圏域きりしきでは、与野本町小学校と交流を行い、「給食試食会」や「校内音楽コンサート」を開催し、多世代交流と高齢者の健康増進に繋がった。北部圏域ナーシングヴィラ与野からは、浦和西警察署と連携し「特殊詐欺防止」の講話を行った。イオンモール与野店と、「さいたま市認知症フレンドリー企業の団体登録」「認知症サポーター養成講座」「GG感謝デー特別企画」を協力して行っている。などの報告があった。</p>
<p>事務局 (桜区高齢介護課)</p>	<p>桜区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、「地域包括支援センターの令和6年度予算及び事業計画について」に関して、北部圏域からは、コロナの影響で未だ再開の目途が立たないサロンへの支援や市外からの転入・転居等で地域に馴染めていない高齢者への情報発信・ネットワーク</p>

	<p>作りの推進や権利擁護に力を入れ、介護に関する問題の早期解決に努める。オレンジカフェを公民館や自治会館、介護施設以外の施設でも開催できるように努めるとの報告があった。南部圏域からは、ケアマネジャーが増える見込みがないと、介護難民が増えていくことが予想されるが、高齢者だけでなく、ケアマネジャーを含む関係機関への支援も重要な課題と考え、人材不足で疲弊しているケアマネジャーの支援体制を強化していくと報告があった。</p> <p>2点目は、「地域包括支援センター業務評価」に関して、指標No.49「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか」について、市から指針が示されていないため、指針を示してほしいという要望があった。</p> <p>3点目は、「地域包括支援センターにおける地域課題について」に関して、北部圏域からは、独居高齢者が増えており、家事支援の依頼があるが、ヘルパー不足で直ぐに支援が入れない。南部圏域からは、ケアマネジャー不足で調整に時間がかかり、介護保険申請からサービスの開始まで3カ月以上かかるケースもあるという報告があった。</p>
<p>事務局 (浦和区高齢介護課)</p>	<p>浦和区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、「3 令和5年度各地域包括支援センター事業報告及び令和6年度事業計画について」の中で、事業報告については、どの圏域においても認知症高齢者への支援に力を入れており、浦和区初となるチームオレンジの発足や認知症当事者も含めた交流の場の創設、認知症初期集中支援チームとの協働の件について報告があった。また、地区社会福祉協議会主催のスタンプラリーへ参加し、幅広い世代に地域包括支援センターを知ってもらう機会になったとの報告があった。事業計画については、認知症高齢者への支援を継続するとともに自治会、民生委員の協力の下、地域包括支援センターの認知度向上に引き続き努めていくとの計画が示された。</p> <p>2点目は、「4 令和5年度地域支え合い推進員活動報告及び令和6年度事業計画について」の中で、事業報告については、地域団体の活動に積極的に参加し地域資源の情報収集と把握に努めていること、いきいきサポーター交流会の開催、自主グループ向けのスマホ教室の開催、介護施設の協力の下、新たな集いの場</p>

	<p>を1か所立ち上げたことなどの報告があった。事業計画について、地域アセスメントシートを活用し、生活スタイルを分析した上で情報発信をしていくことや地域の社会福祉協議会、民生委員、自治会などと連携しながら、集いの場の継続支援を行っていくとの計画が示された。</p> <p>3点目は、「7 高齢者の見守りについて」の中で、地域包括支援センターの見守り活動の一例として、介護保険サービスを中止した方への定期的な架電や訪問、ご家族や区役所、その他の機関からの依頼により、民生委員同行で安否確認を行っていることが示された。介護申請に拒否的で介入困難なケースもあり、見守りのネットワークづくりの必要性を感じているとの課題が挙げられた。この活動を受け、地域包括支援センターの他、地域での協力体制の構築、また、在宅介護支援センターの見守り強化も大きな力になるのではないかとこの意見があった。</p>
<p>事務局 (南区高齢介護課)</p>	<p>南区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、「2 令和5年度事業報告・決算」に関し、各包括ともに、ケアマネジャー不足により委託が困難になっているとの報告があった。委員からも、例えば市独自で介護予防プランの報酬の上乗せをすることや、骨折等の際には介護保険制度を使わずに(プラン作成をしないで)ヘルパーを利用できるような制度を設けるなど、他の市区町村の取組を参考にして対策をとってほしいとの意見が出ている。「3 令和5年度業務評価」においては、ケアマネジメントCの利用が少ない理由として手続きが煩雑であることが挙げられる。手続きをもっと簡略化すればケアマネジメントCの利用も増え、その分だけ介護予防プランを減らすことができるのではないかとこの意見が出ている。</p> <p>2点目は、「4 令和6年度事業計画・予算」と「高齢者生活支援体制整備事業」に関して、各包括とも地域の企業や団体との連携を積極的に行い、共同で地域づくりを進めていくとの方針が示されている。地域の協力を得てクイズラリーや薬局スタンプラリーを実施しているが、今後は立ち上げた「チームおれんじ」の力も積極的に活用していきたいと考えている。</p> <p>3点目は、「5 地域支援会議の報告」に関しまして、各圏域ともに地域の方々から様々な意見や要望をいただいている。地域課題については、介護予防において運動、栄養、口腔機能維持</p>

	<p>が重要であるということが、地域支援会議において浸透してきている。</p>
<p>事務局 (緑区高齢介護課)</p>	<p>緑区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、地域包括支援センター事業計画の中から「チームオレンジ」について質問があり、認知症と共生する社会の実現に向けて、本人のやりたいこと・できることを共に考え、趣味による社会参加等様々な活動を共に行っていきたいとの考えが報告された。</p> <p>2点目は、地域支え合い推進員の活動状況報告の中から、介護予防教室等、各事業の参加者が不足する要因について質問があった。以前から同様の課題はあるが、地域支え合い推進員の周知活動の範囲が自主活動グループなどに偏る傾向があることが要因となっている。今後は、介護予防教室の案内を1枚にまとめたチラシを作成し、公民館の高齢者学級やケアマネ交流会で周知及び配布を行う。</p> <p>介護が必要な状況にならないよう介護予防が大切であるため、通いの場を増やしていく取組を行っていくこと、一方で通いの場の会場不足や通う手段の課題があること、今後、認知症の方が増えていくため、その理解を深める取組を継続していく必要があることが改めて共有された。</p>
<p>事務局 (岩槻区高齢介護課)</p>	<p>岩槻区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>「令和6年度一般介護予防事業ますます元気教室」に関して、広大な南部圏域で新たな会場を探していく中で、岩槻区民の生活圏域に隣接した緑区美園コミュニティセンターに着目し、会場定員の半分にあたる10名を岩槻区募集分として確保していただき、緑区高齢介護課との共同開催が実現した。</p> <p>2点目は、後ほど本協議会においても報告するが、南部圏域地域包括支援センター白鶴ホームの事務所移転に関して、南部圏域管理者より報告があった。</p> <p>3点目は、岩槻区の地域課題解決へ向けた検討・取組に関して、各圏域が開催する介護予防のため地域支援個別会議を通じて見えてきた地域課題「高齢者の食事にはタンパク質が足りない」についての取組みについて報告があった。昨年度、「タンパク質摂取の重要性を周知するために、わかりやすくインパクトの大きいチラシ等を作成し、いろいろな場所や機会に配布できると良い」という意見があったため、国保年金課が作成した「フ</p>

	<p>レイル予防のポイント・食事」リーフレットの活用し、ますます元気教室において周知を開始した。配布時には、冷蔵庫へ貼ることを推奨している。委員からは「栄養摂取と口腔内の健康状態は密接であり、口腔内の状態悪化は全身状態の悪化に繋がるため、切り離さずに並行して取り組んでいく必要がある。」という意見があった。岩槻区では、既存の健口教室の開催数が2回から1回へ減少したことへの対応として、岩槻区独自の栄養・口腔教室を企画している。区保健センターの歯科衛生士の協力や埼玉県栄養士会の派遣事業を活用し、今年度中に1回開催を予定している。</p>
議長	議題（2）について意見、質問はあるか。
多田委員	<p>複数の区よりケアマネジャーが不足している状況と報告があったため、現状を説明し地域包括支援センターの業務ひっ迫状況について意見を申し上げたい。</p> <p>ケアマネジャーの有資格者において、ケアマネジャーとしての仕事についていない方が非常に多い。本市の一部の区について居宅介護支援事業所の人員について聞き取りを行った。50か所の居宅介護支援事業所において確認したところ、ここ3年で合計35人離職し、22事業所で人員が減少しているものの、新規に配属されている人員は7人である。ケアマネジャーの仕事はやりがいも大きく幅広い専門的な知識が必要な職種であり、平均年齢は53歳を超えている状況であるが、報酬が低いためこれだけでは生活が成り立たないのが現状である。ケアマネジャーの報酬は国の法律で決められているが、近年の物価上昇を鑑みると報酬の実質的な上昇は見込めていない。要介護の方を対応すると1か月で1件あたり15,000円の報酬上乘せ支給がされるものの、現在対応が増加している要支援の方については1か月で1件あたり4,000円の支給であるため、事業所での対応が進まない状況である。居宅介護支援事業所での対応が進まなければ、地域包括支援センターにおいて対応する必要があるため、結果的に地域包括支援センターの業務を圧迫し、総合相談業務や地域活動業務がひっ迫し、市民サービスの低下を招いている。</p> <p>については、ケアマネジャーの処遇改善が地域包括支援センターの機能強化や機能改善に繋がるため、市独自の施策を実施しケアマネジャーへの処遇改善をお願いしたい。</p>

伴委員	多田委員の意見に関して、市のケアマネジャー不足について把握している現状と対策や方針について伺いたい。市のケアマネジャーの資格保有者数や、資格は所有しているが勤務していない潜在的なケアマネジャーの人数は把握しているか。
事務局 (介護保険課)	本市におけるケアマネジャーの就労率や資格取得状況、潜在的な人材数などは把握していないが、介護人材全体としてのひっ迫状況は当然認識しているため、本年6月に国や関係省庁に対し要望活動を実施した。また、本市ではケアマネジャー処遇改善や予防プラン作成時の上乗せ支給に対して、独自施策は実施していない。
多田委員	人材不足や処遇改善は非常にひっ迫している状況であるため、他自治体の事例を参考として、具体的な施策に反映してほしい。
議長	他自治体の状況の確認やさいたま市において、ケアプランの需給バランスや介護支援専門員の担当平均件数を算出し、どれだけ人員が不足しているかを数字で表さないと具体的な対策方法や予算措置も難しいと思う。本日検討した内容を次回の運営協議会で報告してほしい。
靄島委員	訪問介護職員の不足についても、同様にひっ迫しているため、施策を検討してほしい。
議長	訪問介護員の不足は介護職員の不足と一括りにできないものがある。訪問介護員の不足は、利用者がサービスを受けられずに利用者が諦めるため、問題が顕在化しにくい。訪問看護員の不足について意見はあるか。
多田委員	訪問介護職員の不足についても、同様にひっ迫している状況と感じており、訪問看護事業所を探すという業務についても、地域包括支援センターの業務を圧迫している。
森本委員	要介護認定等を申請してから認定が下りるまで3か月程度かかっている。その間の介護難民の支援については、どのようなことが行われているか。
事務局 (介護保険課)	市として認定が下りるまで時間がかかることは認識しているものの、その間の独自の支援までは実施できていない状況である。
伴委員	資料47ページ、桜区南部圏域からの要望「地域包括支援センター業務評価」、指標No.49「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のた

	めの指針が市町村から示されているか」について、現在市から方針が示されていない旨の報告があったが、今後の市の方針はどうなっているか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	令和6年度中に、関係課連携の上で方針を示せるよう検討している。
江口委員	カスタマーハラスメントについて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所より相談がある旨の報告があったが、市として示している指針や方向性はあるのか。ハラスメント対応に時間が取られることにより、地域包括支援センター等の業務が停滞することが考えられる。
事務局 (いきいき長寿推進課)	地域包括支援センターなどから適時相談を受け付け、関係機関からの通知等は情報提供しているものの、市としての方向性や指針は策定されていない。
板倉委員	他自治体において、無料のエンディングノートが作られ配布されている。さいたま市の取り組み状況について教えてほしい。地域包括支援センターは高齢者からの相談が多く寄せられているため、エンディングノートの活用が相談業務に有効であると考ええる。
事務局 (高齢福祉課)	本市では、現在エンディングノートの作成は実施していない。本市ホームページにおいて、埼玉司法書士会とさいたま地方法務局が共同にて作成しているエンディングノートを紹介している。
板倉委員	自治体が無料で配布することが、相談や考えるきっかけになると考えられるため、今後の作成を検討してほしい。
伴委員	埼玉県医師会が、独自のエンディングノートを作成した。各医師会の在宅医療連携拠点に配布していただいた。浦和医師会では、浦和管内で希望される各包括に配布した。
森本委員	資料39ページ、見沼区連絡会の協議報告において、「身内がおらず、金銭管理ができない人への対応が一番困っている」との内容がある。社会福祉協議会において実施している、日常的な金銭管理の支援を目的とした、「日常生活自立支援事業」については、区連絡会において案内はされなかったのか。
事務局 (見沼区高齢介護課)	当事業について案内等はなかった。今後周知させていただく。

議長	岩槻区連絡会において、以前から地域課題として挙がっていた「高齢者のタンパク質不足」に対し、リーフレット配布による周知・啓発を実施されたようである。栄養士としての立場から川嶋委員いかがか。
川嶋委員	岩槻区において地域課題として挙がっている状況は把握しており、以前よりサポートをさせていただいている。歯科衛生士会と栄養士会にて実施している健口教室が年2回から1回に減ってしまい、栄養摂取に関する情報収集の場が減ってしまうため、実施に至ったと伺っている。また、教室として実施すると、教室へ来てもらうことが前提となり、移動が困難な高齢者への対応が課題となるため、訪問型の事業展開が求められている。
大塚委員	資料58ページ南区連絡会の報告において、ケアマネジメントCの利用数が少ないとの報告があるが、ケアマネジメントCとはなにか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	初回に利用者とケアマネジャーが相談しケアプランを作成する点は通常のケアマネジメントと変わらないが、セルフマネジメントを前提としてプランが作成されるものとなっている。セルフマネジメントとは、利用者が自ら地域資源を利用しながら介護予防の取組みを行い、介護サービスを利用せずに重度化防止を図っていただくものである。
多田委員	初回はケアマネジャーと一緒にプランを作成するものの、介護保険制度と地域資源を理解していないとプラン作成が難しいため、利用が進まないのが現状である。
議長	議題(2)については、以上でよろしいか。 次に、報告(1)令和6年度さいたま市地域包括支援センター運営方針について。
報告(1) 令和6年度さいたま市地域包括支援センター運営方針について	
事務局 (いきいき長寿推進課)	地域包括支援センターの運営方針については、地域包括支援センターの運営において求められる基本的な考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施、及び適切、公正かつ中立な運営に役立つことを目的として、策定をしているものである。令和6年度の運営方針については、令和6年1月に開催した前回の運営協議会において協議をいただいております、運営協議会終了後に、“例えば、国からの新たな通知の発出等により、運営方針案へ反

	<p>映させなければならない状況になった際には、石山会長預かりとして進めさせていただく”ということで、承認をいただいたものである。</p> <p>その後の状況としては、運営方針へ反映させなければならない国からの通知等は現状ではなかったため、前回の運営協議会で承認いただいたものを、そのまま今年度の地域包括支援センター運営方針として確定させていただく。</p>
議長	報告（１）について意見、質問はあるか。
笹川委員	<p>さいたま市では認知症フレンドリーまちづくりセンターが開設し、同センターで認知症の対応をしていると認識しているが、各地域包括支援センターでも認知症の対応をしていると思う。認知症フレンドリーまちづくりセンターと地域包括支援センターの連携について教えてほしい。</p>
事務局 (いきいき長寿推進課)	<p>認知症フレンドリーまちづくりセンターは、認知症に関連する情報発信や学びの場の提供等を主体とした地域づくりを目的とする拠点であり、認知症に関するお困りごとの総合相談は引続き地域包括支援センターで実施することとなる。認知症フレンドリーまちづくりセンターが認知症の人と一緒にやる地域活動や企業の支援の情報等をまとめて、地域包括支援センターへ情報提供、連携を行っている。</p>
議長	他に意見はあるか。
各委員	(意見・質問なし)
議長	次に、報告（２）令和５年度さいたま市地域包括支援センター運営状況について
報告（２）令和５年度さいたま市地域包括支援センター運営状況について	
事務局 (いきいき長寿推進課)	<p>資料８５ページから８９ページについては、地域包括支援センターが中心的に実施している４大業務について、関係項目の数値をまとめたものである。</p> <p>資料８５・８６ページの「１ 総合相談支援業務」について、総合相談の件数は、概ね横ばいで推移している。また、介護者サロンの開催回数は前年度と比べて２割以上増加している。これは、新型コロナウイルス感染症が令和５年５月に２類から５類に移行し、各包括でのサロン活動が活性化したことなどが要因となる。</p> <p>資料８６ページ・８７ページの「２ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」については、８６ページの下から２つ目、個</p>

別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数は4割増している。また、87ページに掲載のケアマネ会議の回数はやや増加しており、増大・多様化している総合的なケアマネジメント支援業務についても、適宜問題なく行われているものと考えている。

資料87ページ・88ページの「3 権利擁護業務」については、高齢者虐待、成年後見制度の対応について実績が減少しているが、対応困難ケースの減少にともない相談延件数も減少しているものである。

資料88ページ・89ページの「4 介護予防ケアマネジメント業務」については、要支援者に対する介護予防支援作成件数は、ケアマネジメントCについては増加傾向、事業対象者に対するケアマネジメント作成件数は大きな増減なく推移している。なお、90ページ以降は、地域包括支援センターごとの数値内訳となっており、全ての地域包括支援センターの各項目の小計の一部を特出したものが、今まで説明した資料となっている。それぞれの詳細については、各区で開催した地域包括支援センター区連絡会でも報告等がされている。

資料94ページ以降については、令和5年度地域包括支援センター介護者サロン実施一覧となっている。介護者サロンは、介護をしている人が悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流を図る場のものや、認知症の人本人やその家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、地域包括支援センターにおいて実施されている。令和5年度は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ移行されたこともあり、ほとんどの地域包括支援センターにおいて開始回数が増加し、令和4年度の実績を上回っている。参加者からは、「話を聞いてもらい、気持ちが楽になった」、「また参加したい」など、多くの好評の声をいただいている。引き続き、開催に向けた工夫点などを周知していく。

資料102ページ以降については、令和5年度さいたま市地域包括支援センター決算について、各地域包括支援センターの状況一覧である。103ページは収入について、104ページは支出についての資料である。地域包括支援センターの主な収入は、地域包括支援センター運営事業に係る本市からの委託料収入及びケアプラン作成収入等の介護保険収入となっており、主

な支出は、事業実施に係る人件費、事務費及び事業費等となっている。「収支状況」については、黒字が11圏域、赤字が10圏域、プラスマイナスゼロが6圏域となっている。市全体では約2,490万円の黒字、1センターあたり約90万円の黒字となっている。

資料106ページ以降は、令和5年度地域包括支援センター業務評価である。地域包括支援センターの業務評価は、評価対象期間を令和5年度とし、国から提示されている統一の評価指標を用いて、令和6年2月に評価を行っている。評価方法は、107ページ以降に記載がある9つの大項目、55の小項目の評価項目について、地域包括支援センターが自己評価を実施し、各区役所高齢介護課職員がヒアリング等を実施し、「はい（できている）」もしくは「いいえ（できていない）」の2段階評価を行っている。評価結果（個別項目）については、108ページ以降に記載がある。112ページまでは市全体の評価結果、113ページ以降は、圏域別、地域包括支援センター別の評価結果である。市全体として、「いいえ」が多い項目は、令和4年度に引き続き大項目の「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」の項目となっている。一方で、110ページの「2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援」の「介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。」及び「介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。」については、各包括が業務の改善を行った結果、全ての包括から「はい」との回答を得ることができた。今後も、多くの項目が改善できるよう取り組んでいく。

資料124ページ以降については、令和5年度在宅介護支援センター実績報告及び自己評価である。在宅介護支援センターは、地域包括支援センターのブランチとして、総合相談業務、会議・地域福祉活動、見守り支援業務（資料では「在支ケアプラン」と表記）を行っている。資料125ページは、その実績をまとめたものである。市全体で、総合相談支援業務は、1,222件、会議・地域福祉活動件数は、1,133件、そのうち包括と連携している件数は766件で約67%でした。前年度と比較して、会議・地域福祉活動件数は増加している。また、在支ケアプラン件数は、670件である。

	<p>資料126ページは、令和5年度さいたま市在宅介護支援センター自己評価である。評価基準に沿って、令和6年2月に各在宅介護支援センターが自己評価を実施している。全体を通して、「C（実施できていない）」と評価した項目はなかった。</p> <p>資料128ページ以降については、令和6年度さいたま市地域包括支援センターの予算について、各地域包括支援センターの状況一覧である。収入について、委託料収入は、1圏域当たり約3,902万円、ケアプラン等作成手数料などの介護保険収入は、1圏域当たり約2,106万円となっている。支出については、人件費、事務費等を合わせて、1圏域当たり約5,965万円を見込んでいる。</p> <p>資料132ページ以降については、令和6年度地域包括支援センター事業計画書である。地域包括支援センターは、毎年度、担当圏域の状況を踏まえた長期目標、前年度の総括、年間重点取組事項、事業ごとのロードマップなどをまとめた事業計画書を作成することとなっている。事業計画書は、地域包括支援センターが作成した後、各区役所高齢介護課職員が確認し、必要に応じ地域包括支援センターへヒアリング等を実施し、地域支援会議や地域包括支援センター区連絡会でご意見等を伺っている。</p>
議長	報告（2）について意見、質問はあるか。
多田委員	議題（2）の際にも質問したが、資料111ページ「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか」について、現在市から方針が示されていないため、全地域包括支援センターが「いいえ」との回答がなされているが、今後の市の方針はどうなっているか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	先ほどの回答の繰り返しとなるが、令和6年度中に、関係課連携の上で方針を示せるよう検討している
森本委員	介護者サロン実施一覧を見ると、実施回数が1回のみのサロンがあるが、「また来たい」との声が挙がっているため、年に複数回の開催を検討したほうがよいのではないかと。
事務局 (いきいき長寿推進課)	各地域包括支援センターにおいて介護者サロンを実施しており、各年により取り組み状況は異なるものの、今後も取り組みに力を入れてほしい旨、地域包括支援センター事業説明会等において引き続き周知していく。
議長	報告（2）については、以上でよろしいか。

	次に、報告（３）岩槻区南部圏域地域包括支援センター白鶴ホームの移転について
報告（３）岩槻区南部圏域地域包括支援センター白鶴ホームの移転について	
事務局 (岩槻区高齢介護課)	<p>岩槻区南部圏域地域包括支援センター白鶴ホームの移転について資料２４５ページを基に説明。</p> <p>現在の事務所が老朽化に伴い契約更新が出来かねる状況となったため、線路向かい側になるが東岩槻駅北口徒歩６分の場所に移転することとなった。令和６年８月１日より新事務所での業務を開始できるよう、移転の準備中を進めている。圏域内の民生委員児童委員協議会へは５月に報告しており、その他関係機関へは、７月より順次周知を行っている。</p> <p>区内の移転であるが、電話会社のエリアの関係から現在の電話番号とＦＡＸ番号を持ち越すことが叶わず、新しい番号となる。</p>
議長	報告（３）について意見、質問はあるか。
各委員	(意見・質問なし)
議長	最後に、報告（４）令和５年度介護保険法改正について
報告（４）令和５年度介護保険法改正について	
事務局 (いきいき長寿推進課)	<p>令和５年度の介護保険法改正について、地域包括支援センターに係る部分について、資料２４６ページ以降を基に説明。</p> <p>１．総合相談支援業務の一部委託について、資料２４７ページの図は社会保障審議会・介護保険部会（第１０９回）令和５年１２月７日「改正介護保険の施行等について（報告）」より抜粋したものになるが、令和６年４月１日より、居宅介護支援事業所等が地域包括支援センターから総合相談業務の一部について委託を受け、総合相談支援業務を実施することができるようになっていく。本市では、地域包括支援センターを業務委託により設置運営しているため、パターン１、地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合に該当する。委託の実施にあたっては、地域包括支援センターが運営協議会で意見をいただき、市町村へ所定の事項を届け出るなどの所定の手続きが必要とされている。本市では現在、総合相談業務の一部委託を実施している地域包括支援センターは存在しない。総合相談業務の一部委託を可能とするには、委託を希望する居宅介護支援事業者等における人員体制の確保や、業務理解等にかかる一定の質の担保</p>

等も必要であるため、地域包括支援センター等から意見聴取を実施し、本市における対応等について検討をしていく。

2. 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について、資料248ページの図は社会保障審議会・介護保険部会（第110回）令和5年12月22日「改正介護保険の施行等について（報告）」より抜粋したものになるが、現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするものである。常勤換算方法とは、すべての職員の労働時間を「常勤の職員が何人働いているか」に換算した人数である。現在、本市においては常勤換算方法をとっていないが、条例の改正や仕様書へ反映する対応などを検討中である。

上記1に関わらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものである。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととされている。こちらは、ある圏域の包括で3職種の1人が欠員していた場合、別の圏域の包括から3職種のうち1人が欠員の生じている包括を支援することで欠員を解消するというものである。本市では27の日常生活圏域を設定し、各圏域に業務委託契約に基づき地域包括支援センターを設置しているが、一部を除いて基本的には受託法人が異なっている。本改正内容を実現させるには、異なる受託法人間で人員の配置が可能か、相談情報等の個人情報の共有が可能か、等、いくつかの課題があるため、慎重に検討し、導入可否等を判断してまいりたいと考えている。

また、この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法（平成9年法律第123号）115条の46第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例によるとされている。

	<p>本改正にかかる改正省令は令和6年4月1日に施行されているため、今年度中に条例の改正及び配置基準等について、引き続き検討する。</p>
議長	<p>報告（4）について意見、質問はあるか。</p>
森本委員	<p>地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について、本市では3職種配置されていない地域包括支援センターがあると伺っているが、実施されることにより解消の見込みは立つのか。</p>
事務局 (いきいき長寿巢推進課)	<p>条例改正内容については、今後法制部門等とも協議しながら検討していくが、本市においては基本的に地域包括支援センターの受託法人が異なっているため、本改正内容が実現可能かどうかも含めて検討し、次回の地域包括支援センター運営協議会において進捗状況について報告する。</p> <p>なお、詳しい改正内容が地域包括支援センター運営協議会に先立ち固まった場合は、会長に相談させていただき、必要な場合は臨時での協議会開催も検討する。</p>
議長	<p>報告（4）については、以上でよろしいか。</p> <p>以上で本日の議事と報告については終了する。</p>
4. 閉会	